

## 資料 2 - 1

### 水質環境基準の水域類型指定の見直し経緯及び見直し案

#### 1 見直しに当たっての基本的な考え方

- (1) 平成 6 年の環境庁通知により、現在の水質が水域類型の上位の類型に係る環境基準を達成し、この状態が継続している水域については、利水目的等を検討の上、積極的に見直しを行うこととされている。
- (2) 福島県水環境保全基本計画（平成 8 年 3 月策定）における水質保全目標において、水域類型が指定されている水域のうち、B 類型、C 類型又はD 類型に指定されている水域については、上位の環境基準値を目標値としている。
- (3) 生活環境の保全に関する環境基準は、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数の 5 項目について定められているが、
- ① 河川の有機物による汚濁の程度は、一般的に BOD で判断されること
  - ② 現状の水域類型指定は、過去に BOD の予測水質などを根拠に定められていること
  - ③ 上記（2）の水質保全目標値として BOD と DO の 2 項目が定められていること
- などを総合的に勘案し、BOD に着目して検討することとした。
- (4) 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することのないよう配慮すること（現状非悪化の原則※）とし、BOD について 5 年間以上連続して上位類型の基準を満足している B 類型以下の水域を候補として選定するものとする。
- ※ 現状非悪化の原則：環境基準制定後の対策の進捗によって、安定的に上位の類型を満足している河川については、さらなる規制の強化を行わなくても現状の良好な水質を維持することが可能である。このような水域については、水質を再度悪化させることなく現在の水質を維持していくため類型の見直しを行う。

#### 2 見直し検討対象水域の選定

平成 19 年度は、浜通りの 16 河川 24 水域を対象として、現状の水質を検討した。その結果、過去 5 年間以上連続して上位類型の基準を達成している 6 水域（別紙表の網掛け部分）を見直しの対象とし、このうち、宇多川（清水橋より下流）、新田川（新田橋より下流）及び夏井川（好間川合流点より下流）の 3 水域については、福島県環境審議会の審議を経た後、平成 19 年 10 月 5 日付けで水域類型指定の見直しを告示した。

残る次の 3 水域について、平成 19 年 10 月 29 日付け 19 環保第 234 号で福島県環境審議会に水域類型指定の見直しを諮問した。

見直し対象水域 小泉川（小泉橋より下流）  
真野川（桜田橋より下流）  
小高川（大江橋より下流）

### 3 見直し対象水域の検討状況

見直し対象水域に係る検討については、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に類型指定の考え方が示されており、これを踏まえた。

〔類型指定にあたっての考え方〕

- ① 水質汚濁の状況及び水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
- ② 水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

検討結果は、資料2-2から2-4のとおりであり、これを踏まえた見直し案は以下のとおりである。

水質環境基準の類型指定の見直し（案）

水系	水域	水域 類型	達成 期間	環境基準 地点	(参考) 現行 類型
小泉川	小泉川（小泉橋より下流）	B	イ	百間橋	C
真野川	真野川（桜田橋より下流）	A	イ	真島橋	B
小高川	小高川（善丁橋より下流）	A	イ	ハツカラ橋	B

(注) 1 水域類型の欄は、昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)別表2の1(1)アに掲げる類型を示す。

2 達成期間の欄の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

浜通りの各河川の水質(BOD)

(別紙)

水系名	水域名	類型	基準値	調査地点名	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	(mg/L) 備考
小泉川	小泉橋より上流	A	2	小泉橋	2.5	1.5	2.0	2.9	2.5	3.5	2.2	2.7	2.2	1.9	
小泉川	小泉橋より下流	C	5	百間橋	5.7	2.5	1.9	4.6	3.0	2.2	2.0	2.1	2.2	1.9	今回、見直しを詰問
宇多川	(清水橋より上流)	A	2	堀坂橋	0.7	1.0	0.8	1.7	1.0	1.2	0.9	1.3	0.9	0.8	
宇多川	(清水橋より下流)	A	2	百間橋	1.6	1.7	0.9	2.6	1.2	0	1.5	1.2	1.0	1.4	H19.10.5付けでB→Aに見直し済み
真野川	(桜田橋より上流)	A	2	落合橋	1.2	1.2	1.1	2.0	1.4	1.2	1.5	1.1	1.3	1.3	
真野川	(桜田橋より下流)	B	3	真島橋	1.0	1.1	1.2	2.3	1.8	1.3	1.6	0.9	1.2	1.3	今回、見直しを詰問
新田川	(新田橋より上流)	A	2	木戸内橋	0.9	1.0	0.9	1.4	1.1	1.3	1.5	1.3	0.9	1.2	
新田川	(新田橋より下流)	A	2	鮎川橋	1.7	1.1	1.0	1.9	1.3	1.5	1.1	1.4	1.2	1.6	H19.10.5付けでB→Aに見直し済み
講戸川		A	2	講戸橋	1.4	1.6	0.8	0.8	1.3	1.4	1.7	1.4	1.2	1.2	
高瀬川		A	2	慶応橋	1.2	1.0	0.8	0.7	1.0	1.1	1.3	1.3	1.1	1.1	
小高川	(大江橋より上流)	A	2	善丁橋	2.1	1.5	1.2	1.9	1.5	1.7	1.9	1.3	1.3	1.2	
小高川	(大江橋より下流)	B	3	ハツカラ橋	1.9	1.7	1.5	2.1	1.6	2.0	1.7	1.3	1.4	1.3	今回、見直しを詰問
木戸川		A	2	長瀬橋	1.1	0.9	0.6	0.5	0.7	0.9	1.2	1.1	0.8	1.0	
浅見川		A	2	坊田橋	0.9	0.9	0.6	0.6	0.8	1.0	1.1	0.9	0.7	1.1	
大久川	及び小久川	A	2	陸懸橋	4.8	2.6	2.3	2.0	1.9	2.1	1.9	1.9	1.9	1.9	
夏井川	(好間川合流点より上流)	A	2	北ノ内橋	3.4	1.8	1.9	3.1	1.9	1.7	2.0	1.3	1.3	1.3	
夏井川	(好間川合流点より下流)	A	2	久太夫橋	1.5	1.0	1.5	1.0	1.2	1.1	1.1	1.2	0.9	1.0	
夏井川	仁井田川	A	2	六十枚橋	2.6	2.1	1.8	1.3	1.2	2.0	1.2	1.4	1.0	1.1	H19.10.5付けでB→Aに見直し済み
好間川	(町田橋より上流)	A	2	岩穴つり橋	0.8	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	
好間川	(町田橋より下流)	B	3	夏井川合流前	3.5	2.8	3.0	3.0	2.1	3.4	2.3	3.1	2.2	2.7	
藤原川	藤原川	C	5	愛谷川橋	2.6	2.4	2.5	2.6	1.7	2.4	1.8	1.8	1.9	2.2	
鮫川	(山田川合流点より上流)	A	2	みなと大橋	6.7	5.5	5.0	4.6	4.4	4.0	3.4	3.3	3.2	3.7	
鮫川	(山田川合流点より下流)	B	3	鮫川橋	5.1	1.9	1.7	1.5	1.3	3.4	1.6	2.4	1.2	1.7	
蛭田川	蛭田川	C	5	小崎橋	5.2	3.2	2.1	4.4	2.5	3.0	2.4	3.0	2.1	2.4	
				蛭田橋	9.8	6.2	10.0	8.1	11.0	5.6	4.1	4.4	5.0	4.8	